

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金(以下「当財団」という。)のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、役員及びすべての従業員(以下「役職員」という。)が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制(以下「コンプライアンス体制」という。)を確立し、もって当財団の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 当財団の役職員は法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (役職員の責務)

第3条 役職員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

### (運 営)

第4条 当財団にかかわるコンプライアンスの運営は以下のものが行う。

- (1) 代表理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) 総務課

### (代表理事)

第5条 代表理事は、理事会に対し、第6条2項に規定される事項を実施した場合または、必要に応じて当財団のコンプライアンスの状況について報告する。

2 代表理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 代表理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、事務局長、総務課長、事業推進課長及び外部有識者を委員とする。

2 コンプライアンス委員会は以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他、代表理事が諮問した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、第6条2項に規定される事項に応じて、委員長の招集により開催する。

(外部有識者への報酬等)

第8条 外部有識者に対して、委員会開催ごとに社会通念上認められる範囲で報酬を支払うことができる。

2 外部有識者に対して、委員会開催に伴い発生する交通費について、実費額を支払うことができる。

(総務課)

第9条 コンプライアンス業務は総務課が行う。

2 総務課は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3 総務課は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を代表理事に必要なに応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに総務課に報告する。

2 総務課は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を得て実施する。

3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、総務課を経由することができないときは、代表理事に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第10条 当財団は、必要に応じて役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当財団の倫理規程を含むこれらの事項について、理解するものとする。

(懲戒等)

第11条 役職員が第9条1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、従業員の場合は、就業規則に従うものとする。

3 前項の懲戒処分は、役職員については理事会が決議し、代表理事がこれを行う。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。